

横浜市水道局委託工事検査事務等取扱規程

平成22年9月30日

水道局達第13号

改正 平成23年4月15日水道局達第4号

令和3年6月28日水道局達第6号

局内一般

横浜市水道局委託工事検査事務等取扱規程を次のように定める。

横浜市水道局委託工事検査事務等取扱規程

(趣旨)

第1条 横浜市水道局が、鉄道事業者等（以下「受託者」という。）に委託して実施する工事（以下「委託工事」という。）の検査事務等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(監理員の一般的職務等)

第2条 横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程（平成11年3月水道局達第1号）第2条第1項第1号に定める工事担当部（以下「工事担当部」という。）に、総括監理員、主任監理員及び担当監理員を置く。

2 総括監理員は、委託工事を監理する課の長又はこれに準ずる職にある者をもって充て、次の職務をつかさどる。

- (1) 委託工事の履行についての受託者との協議に関すること（重要なものに限る。）。
- (2) 関連する複数の委託工事に係る工程等の調整に関すること（重要なものに限る。）。
- (3) 主任監理員及び担当監理員に対する指導監督に関すること。

3 主任監理員は、委託工事を監理する係の長又はこれに準ずる職にある者をもって充て、次の職務をつかさどる。

- (1) 委託工事の履行についての受託者との協議に関すること（前項第1号及び次項第1号に該当するものを除く。）。
- (2) 関連する複数の委託工事に係る工程等の調整に関すること（前項第2号及び次項第2号に該当するものを除く。）。
- (3) 担当監理員に対する指導監督に関すること。

4 担当監理員は、工事担当部の職員をもって充て、次の職務を行う。

- (1) 委託工事の履行についての受託者との協議に関すること（軽易なものに限る。）。
- (2) 関連する複数の委託工事に係る工程等の調整に関すること（軽易なものに限る。）。
- (3) 協定書に基づく進捗状況の確認、立会い、委託工事の履行状況の検査に関すること。

5 総括監理員は、監理員としての職務のほか、主任監理員及び担当監理員の監理事務の遂行について調整を図り、必要に応じて監理員を代表する。

（監理員の任命）

第3条 監理員は、工事担当部の長が任命する。

2 前項の規定による監理員の任命は、書面により行い、監理員を変更する場合も、同様とする。

（委託工事の履行の状況の報告）

第4条 担当監理員は、必要に応じ、委託工事の履行の状況について、主任監理員に報告しなければならない。

2 主任監理員は、前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監理員に報告しなければならない。

（委託工事の促進）

第5条 担当監理員は、必要に応じて委託工事の進捗状況を工程表と照合し、委託工事の促進について受託者と必要な協議をしなければならない。

2 担当監理員は、委託工事が遅延するおそれがあると認めたときは、主任監理員に報告するとともに、受託者と必要な協議をしなければならない。

3 担当監理員は天災その他事故によって委託工事の進捗が妨げられたときは、主任監理員に報告し、その指示を受けなければならない。

4 主任監理員は、第2項の報告があったとき、又は前項の指示をしたときは、速やかに、その旨を総括監理員に報告しなければならない。

（施工の際の立会いその他の方法による確認等）

第6条 担当監理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、立会いその他の方法によりその履行を確認しなければならない。

- (1) 委託工事の内容により重要な施工と認められるとき。
- (2) 委託工事完了後の検査が極めて困難であり、又は検査に多額の費用を要すると認められるとき。

(3) 工期と施工技術よりみて、やり直しがきかないと判断したとき。

2 担当監理員は、前項の確認を行う場合は、その旨をあらかじめ受託者と協議しておかなければならない。

(手直しの指示)

第7条 担当監理員は、工事の施工が設計図書に適合しない場合で、必要があると認めるときは、受託者に対し、手直しを指示しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、総括監理員は、第12条第3項又は第14条第3項の規定による通知を受けたときは、受託者に対し、手直しを指示しなければならない。

(委託工事の変更等)

第8条 担当監理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、理由を付して主任監理員に報告しなければならない。

(1) 委託工事の内容を変更する必要があると認めたとき。

(2) 委託工事を打ち切る必要があると認めたとき。

(3) 委託工事を一時中止する必要があると認めたとき。

2 主任監理員は、前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監理員に報告しなければならない。

3 総括監理員は、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合は、受託者と工事の内容の変更を協議しなければならない。

(1) 客観的に工事の内容の変更が避けられないと認められるとき。

(2) 早急に工事の内容を変更しなければ委託工事の目的達成に支障があると認められるとき。

(委託工事の監理の記録)

第9条 監理員は、前2条の規定により行った措置、協議その他の事項を書面に記録しなければならない。

(検査員)

第10条 工事担当部に、検査員として検査主幹及び技術検査員を置く。

2 検査主幹は、工事担当部の長をもって充て、管理者の命を受けて検査事務の総括を行う。

3 技術検査員は、技術職員をもって充て、検査主幹の命を受けて検査の実施を担当する。

4 前項の規定にかかわらず、技術検査員については、横浜市の一般職員であった者であ

って、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4及び第28条の5の規定に基づいて採用され、その任期を満了した後、引き続き同法第3条第3項第3号に定める非常勤の嘱託員として雇用されているもので、横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程（平成11年3月水道局達第2号）による検査員の経験を有するものをもって充てることができる。

（検査員の任命）

第11条 総括監理員は、受託者から工事の全部又は一部の完了報告（以下「完了届等」という。）があったときは、速やかに、内容を照合した上、検査の依頼に係る書面を作成し、これを検査主幹に送付しなければならない。ただし、総括監理員は、委託工事の完了等の時期が明確になった場合、契約の相手方から完了届等が提出される前に、検査の依頼に係る書面を作成し、これを検査主幹に送付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、工事担当部の長は、他の部の検査主幹に検査事務を依頼する必要があると認めるときは、前項の規定により総括監理員が作成した検査の依頼に係る書面を他の部の検査主幹に送付させることにより、検査事務の依頼を行うことができる。

3 検査主幹は、前2項のいずれかの規定による送付を受けたときは、速やかに、当該委託工事の検査を担当する技術検査員を任命し、総括監理員に通知しなければならない。

4 前項の規定により技術検査員を任命する場合にあっては、当該委託工事を担当する課以外の課に所属する者を任命しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

5 第3項の規定による技術検査員の任命は、書面により行う。これを変更する場合も、同様とする。

6 第3項の規定により技術検査員に任命された者は、速やかに、当該委託工事の検査の日時を決定し、担当監理員を通じてその旨を受託者に通知しなければならない。

（検査の実施）

第12条 検査は、監理員及び受託者の立会いのもとで行うものとする。

2 検査は、綿密かつ公平に行わなければならない。

3 技術検査員は、委託工事の施工が設計図書に適合しないと認められるときは、その旨を総括監理員に通知しなければならない。

（検査の中止等）

第13条 技術検査員は、検査を行う際、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中

止し、直ちに検査主幹に報告しなければならない。

- (1) 受託者又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨げたとき。
- (2) 委託工事の履行が不完全で、検査を行うことが不適當であると認められるとき。
- (3) その他委託工事の履行に重大な欠陥があると認められるとき。

(検査結果の処理)

第14条 技術検査員は、検査を終了したときは、速やかに、書面をもって、その旨を検査主幹に報告しなければならない。

- 2 検査主幹は、前項の規定により報告された事項を審査した結果、必要があると認めるときは、自ら当該委託工事の目的物を検査することができる。
- 3 検査主幹は、前項の審査又は検査により履行の結果が当該委託工事の内容に適合しないと認めるときは、その旨を総括監理員に通知しなければならない。
- 4 検査主幹は、完了検査又は部分検査を実施した場合において、第2項の審査又は検査により履行の結果が委託工事の内容に適合すると認めるときは、その旨を総括監理員に通知しなければならない。

附 則

この達は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月水道局達第4号）

この達は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（令和3年6月水道局達第6号）抄

(施行期日)

- 1 この達は、令和3年7月1日から施行する。